

販売店用査定基準及び加減点ハンドブックの訂正について

査定基準及び加減点ハンドブックにつきまして、下記の通り訂正致します。

訂 正 箇 所

【中古自動車査定基準細則】

P 4 (細則)

〔新〕(2)を削除

第5条 基準第9条でいう標準状態積上額とは、標準状態Aの中古車と標準状態Bの中古車の間にある価格差をいう。

~~(2)~~ 標準状態積上額は、別表1の通りとし、車種区分及び各年ものごとの期区分によって適用する。但し、支所によって、特別の事情により変更の必要のある場合には、本部の承認を得て行うことができる。

P 6 (細則)

〔新〕下線部分を修正

第11条 基準第14条でいう中古車として必要な価格差とは、新車価格の9.0%以内の価格(以下「A点価格」という。)をいい、このA点価格と、年初における1年もの最前期の査定基準価格(以下「B点価格」という。)、或いは当年もの中古車が12ヵ月経過後到達すると予測される価格とを結ぶ線上の価格をもって、当年もの中古車の査定基準価格とする。ただし、A点価格は、市場、実績等を勘案し、特別なものにあつては、本部が実情に応じ、その都度これを決定する。

P 1 4 別表 中古自動車査定基準及び細則関連数表

1. 標準状態積上額表(細則第5条)

(3) キャブバン、オフロード

クラスを追加挿入

年もの 適用月 クラス	1 年 も の				2 年もの		3 年もの
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～6月	7月～12月	1月～12月
	116	125	134	143	165	181	198

【加減点基準】

P 2 1 加減点基準組み立ての表内 **小部品を追加**

評価項目	査定項目	点数の設定
車両本体	外装 内装 ガラス ミラー、メッキ・モール類・ 小部品 エンジン、足回り 電装	標準点数を設定

P 2 8 車両本体の評価

外装

価値加点 *ハンドブック P 2

〔新〕 **バンパ、スポイラー、ガーニッシュ**を追加挿入

細則

1) 外装は外板、**バンパ、スポイラー、ガーニッシュ**、ミラー、メッキ、ガラスを含む

P 2 9 外装

外板・板金 *ハンドブック P 3

〔新〕 **1 / 2未満を追加**

板金を要する面積の減点区分 (パネル単位)	
カードサイズ未満	1 c m以上カードサイズ未満
小	カードサイズ以上A 4サイズ未満
大	A 4サイズ以上 1 / 2未満

P 3 3 トラック (キャブ) *ハンドブック P 7

〔新〕 **未満を追加**

・一式塗装を適用した場合で、板金又は交換の減点を必要とするものは()内点数を適用し、**カードサイズ未満**の凹みは(5点)とする。(バンパも同様の扱いとする)

P 3 4 トラック (荷台、フレーム) *ハンドブック P 8

査定区分 文字修正

〔新〕 標準外**架**装

P 3 4 トラック（荷台、フレーム） *ハンドブック P 8

査定区分 塗装・板金・交換

カードサイズ未満 1行追加

カードサイズ未満			(5) 10	
部品名	塗装 のみ	板金(塗装含む)		交 換 (塗装含む)
		小	大	

P 3 6 ダンプリヤボディ *ハンドブック P 1 0

査定区分 塗装・板金・交換

カードサイズ未満 1行追加

カードサイズ未満			(5) 10	
部品名	塗装 のみ	板金(塗装含む)		交 換 (塗装含む)
		小	大	

P 3 9 2 . 内装 修理 *ハンドブック P 1 3

〔新〕 **1台単位追加**

ルームクリーニング **(1台単位)**

修理

〔新〕 **枚 個**

4 . カードサイズ未満のシミ **(1個)**

P 4 3 装備品の評価 *ハンドブック P 1 7

2 . ミッションの評価

2) スポーツ系マニュアルミッション車の評価

〔新〕 **基本価格に訂正**

スポーツ系の車種で、マニュアルミッション車の市況が良いものは**基本価格**がオートミッションで設定されているとき、加算することができる。

6 . サンプルーフ（電動式）の評価 *ハンドブック P 1 8

〔新〕 **修理減点を追加**

細則：1 . 故障の場合は、**修理減点**30点以内とする。（加点を超えても減点する）

P 4 7 商品価値の評価 *ハンドブック P 2 0

1. タイヤの評価

2) ホイールカバー交換

〔新〕(キャップ) を追加

フルカバー
ハーフ(キャップ)またはセンターカバー

P 6 5 *ハンドブック P 4 2

8. 特殊損傷(積載物)車両減価

2) トラック系

〔新〕減点表のクラスを修正。

クラス	●		●●				軽	
年もの	当~3	4~	当~3	4~	当~3	4~	当~3	4~

P 6 7 [残月数の計算]

〔新〕算入に修正。

査定年月日から起算して満月数で計算し、翌日の査定日と同日をもって1ヵ月とし、1ヵ月に満たない日数は算入しない。

P 7 4 ~ P 1 0 0 輸入車

修正箇所は、国産車に準じます。

P 1 0 1 参考

〔新〕日を削除。

1. 自動車窓ガラスの製造年月日の見方

以上